

1. 23 重み第 30 号 (平成 23 年 7 月 22 日) みどり課

[最終変更: 23 重み第 67 号 平成 24 年 2 月 6 日]

非 公 開 部 分 (下記項目の見積金額)	根 拠	非 公 開 理 由
平成 22 年度経常予算見積書(B)		
みどり課 20 公園管理費 ・賃借料 (P27)	高知市行政情報公開条例 第 9 条第 6 号	<p>非公開とした部分は、基本的に同一の仕様で毎年継続して行われるもので、たとえ過去の予算見積額であっても公開された場合には、翌年度以降の契約時に、同価格を基に将来の予定価格を推測することが容易となり、業者の見積りを行う努力を阻害し、また、契約額の高止まりとなるおそれがある。</p> <p>高知市では、予算額を上限とし予定価格を決定しているが、多くの場合予算額と予定価格は同額であり、予定価格の範囲内で、できる限り低い価格で契約しようとするため、業務仕様書の変更又は経済情勢等に特段の変化がない限り、予定価格設定の重要な基礎となる予算額や予算編成時における予算見積額を契約後であっても公開した場合、予定価格を明らかにすることと同様の結果を招き、市の契約当事者として財産上の利益が損なわれるおそれがあるといえる。</p> <p>高知県など予算見積額や契約後に予定価格を公開している自治体と、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業については公開していない自治体とがあり、その判断は各自治体によって様々である。</p> <p>平成 13 年 3 月 12 日人事院総裁決定による「情報公開法に基づく処分に係る審査基準について」においては、「監督、試験、交渉その他同種のもので反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも、当該「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当する。」とされており、また、内閣府訓令第 52 号 (平成 13 年 3 月 27 日)「内閣府本府における情報公開法に基づく処分に係る審査基準」においても、「国又は地方公共団体が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報のうち、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものは、不開示とする。」とされている。</p> <p>これらの判断基準からも、本市では、あらかじめ協議を行って予算額を確定させているものや単年度限りのものを除き、毎年反復して契約するものの予定価格や予算額を、事後であっても公開することは、翌年度以降の契約時に、同価格を基に将来の予定価格を推測することが容易となり、業者の見積りを行う努力を阻害し、また、契約額の高止まりとなり、契約事務の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり、このような弊害が生ずるおそれは具体的なおそれであり、また、予定価格や予算額、予算見積額を公開することによって、競争入札等における透明性を向上させるなどということも考慮しても、前記弊害は看過し得ない程度のものであり、高知市情報公開条例第 9 条第 6 号を適用し、非公開としたものである。</p>

1. 23 重み第 30 号 (平成 23 年 7 月 22 日) みどり課

[最終変更: 23 重み第 67 号 平成 24 年 2 月 6 日]

非 公 開 部 分 (下記項目の見積金額, 及び見積金額が判明できる金額)		根 拠	非 公 開 理 由
平成 22 年度経常予算見積書(B)	平成 23 年度経常予算見積書(B)		
<p>都市整備公社 公園管理事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青柳公園他清掃業務委託 ・高須公園清掃業務委託 ・落合公園清掃業務委託 ・長浜西公園清掃業務委託 ・城西公園清掃管理業務委託 ・街路樹剪定等業務委託 ・英志台公園清掃業務委託 ・大谷公園グラウンド清掃業務委託 ・ふれあいひろば三里トイレ他清掃・除草業務委託 ・丸池集会所管理業務委託 ・新宮の森公園トイレ他清掃業務委託 ・坂口焼野森林公園トイレ他清掃業務委託 ・平家の滝森林公園トイレ他清掃業務委託 ・秋山児童公園清掃業務委託 ・秋山児童公園トイレ清掃業務委託 ・諸木ふれあいの郷親水公園トイレ清掃業務委託 ・甲殿公衆便所清掃業務委託 ・新川公衆トイレ清掃業務委託 ・平和公園他清掃業務委託 ・平和中央公園トイレ清掃業務委託 ・弘岡中南地区公園清掃業務委託 ・あじさいの郷親水公園トイレ清掃業務委託 ・電鉄ターミナル地下公衆便所清掃業務委託 ・高知駅北口トイレ他清掃業務委託 ・栄田西公園他便所清掃業務委託 ・南ヶ丘中央公園他便所清掃業務委託 ・愛宕町高架下トイレ清掃業務委託 ・市道街路樹維持業務委託 ・公園樹木維持業務委託 ・公園便所浄化槽維持管理業務委託 ・浄化槽法定検査 ・公園便所汲み取り ・中央・城西公園業務委託 ・公園施設管理料(清掃・除草・整地等) ・公園・街路樹等樹木管理料(公園,街路樹等樹木剪定・消毒) ・水景施設保守点検業務委託(はりまや橋公園) ・からくり時計保守点検業務委託 ・公園・児童遊園遊具等点検業務委託 ・機械警備業務委託(はりまや橋地下通路管理業務) ・はりまや地下通路防水扉保守点検業務委託 ・筆山レンタルトイレ借り上げ <p>[賃借料合計額, 21 年度当初額, 22 年度見積額含む]</p>	<p>都市整備公社 公園管理事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青柳公園他清掃業務委託 ・高須公園清掃業務委託 ・落合公園清掃業務委託 ・長浜西公園清掃業務委託 ・城西公園清掃管理業務委託 ・街路樹剪定等業務委託 ・英志台公園清掃業務委託 ・大谷公園グラウンド清掃業務委託 ・ふれあいひろば三里トイレ他清掃・除草業務委託 ・丸池集会所管理業務委託 ・新宮の森公園トイレ他清掃業務委託 ・坂口焼野森林公園トイレ他清掃業務委託 ・平家の滝森林公園トイレ他清掃業務委託 ・秋山児童公園清掃業務委託 ・秋山児童公園トイレ清掃業務委託 ・諸木ふれあいの郷親水公園トイレ清掃業務委託 ・甲殿公衆便所清掃業務委託 ・新川公衆トイレ清掃業務委託 ・平和公園他清掃業務委託 ・平和中央公園トイレ清掃業務委託 ・弘岡中南地区公園清掃業務委託 ・あじさいの郷親水公園トイレ清掃業務委託 ・電鉄ターミナルビル地下公衆便所清掃業務委託 ・高知駅北口トイレ他清掃業務委託 ・栄田西公園他便所清掃業務委託 ・南ヶ丘中央公園他便所清掃業務委託 ・愛宕町高架下トイレ清掃業務委託 ・市道街路樹維持業務委託 ・公園樹木維持業務委託 ・公園便所浄化槽維持管理業務委託 ・浄化槽法定検査 ・公園便所汲み取り ・中央・城西公園業務委託 ・公園施設管理料(清掃・除草・整地等) ・公園・街路樹等樹木管理料(公園,街路樹等樹木剪定・消毒) ・水景施設保守点検業務委託(はりまや橋公園) ・からくり時計保守点検業務委託 ・公園・児童遊園遊具等点検業務委託 ・機械警備業務委託(はりまや橋地下通路管理業務) ・はりまや地下通路防水扉保守点検業務委託 ・筆山レンタルトイレ借り上げ ・公用車 1 台リース料 ・公用車 1 台リース料(買換え) ・パソコン 3 台リース料 	<p>高知市行政情報公開条例 第 9 条第 3 号</p>	<p>高知市行政情報公開条例第 27 条第 1 項では、「地方自治法施行令第 152 条第 1 項に規定する法人(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり自ら情報公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする」との規定があり、また、同条第 3 項では、「実施機関は、出資法人に対し、第 1 項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるとともに、当該出資法人に対して有する調査権の範囲内において、情報の収集に努めるものとする」との規定がある。</p> <p>これに基づき、公社では、高知市の条例を参考に平成 13 年 10 月 1 日に「財団法人高知市都市整備公社情報公開規程」及び「財団法人高知市都市整備公社情報公開事務取扱要領」を制定し、公社独自に情報公開に対応している。</p> <p>みどり課が保有している公社の予算見積書は、高知市が公社への委託料の予算額を算定するための参考資料として公社から収集したものであり、当該情報は高知市自体の情報ではなく、高知市が出資する財団法人としての公社の「法人情報」である。</p> <p>公社の作成したこの情報は、公社が外部に委託する場合の予算額を算定したものであって、これらの業務等は、次年度以降もその内容に大幅な変更がないまま反復して行われるものであり、また、「単価等が一般的に公表され、その金額が容易に推測されるため、非公開とする必要がない」というものでもない。</p> <p>このため、本件情報(個別の委託業務等の見積金額)を公開した場合、これに基づき次年度以降の予定価格等が推測され、当該又は同種の契約が高止まりするおそれがある。</p> <p>都市整備公社も高知市と同様、予算額を上限とし予定価格を決定しており、多くの場合予算額と予定価格は同額であり、予定価格の範囲内で、できる限り低い価格で契約しようとするため、業務仕様書の変更又は経済情勢等に特段の変化がない限り、予定価格設定の重要な基礎となる個別の委託業務等の見積金額等を契約後であっても公開した場合、予定価格を明らかにすることと同様の結果を招き、経費が増大するなど、公社の契約事務等の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるものと認められ、公社の事業運営上不利益を与える法人情報として、高知市情報公開条例第 9 条第 3 号を適用し、非公開としたものである。</p>

非公開部分 (下記項目の見積金額, 及び見積金額が判明できる金額)		根拠	非公開理由
平成 22 年度経常予算見積書(B)	平成 23 年度経常予算見積書(B)		
<p>地域保健課 20 管理運営費 ・医療廃棄物収集運搬・処分料(年間) 感染性(20L) [単価含む] ・同 非感染性(40L) ["]</p> <p>総合あんしんセンター建設課 21 総合あんしんセンター管理費 ・カードキーデータ書き換え [修正額, 単価, 22 年度見積額, 同修正額含む] ・防災設備(不活性ガス) ☆専有部分 ・自家発(低圧) ☆専有部分 ・廃棄物 ☆専有部分 ・電話交換機 ☆専有部分 ・入退室管理 ☆専有部分 ・機械警備料 [月額, 22 年度見積額含む]</p> <p>健康づくり課 22 保健福祉センター施設管理費 ・清掃業務(22. 5. 1~23. 3. 31) [月額含む] ・同(22. 4. 1~22. 4. 30) ・一般廃棄物収集運搬費(22. 5. 1~23. 3. 31) [月額含む] ・同(22. 4. 1~22. 4. 30) ・電気工作物保守点検費 [消費税抜き額含む] ・エレベーター保守点検費(22. 5. 1~23. 3. 31) ["] ・同(22. 4. 1~22. 4. 30) ["] ・電話設備保守点検費 ["] ・消防設備保守点検 ・空調設備保守点検費(22. 5. 1~23. 3. 31) [月額含む] ・同(22. 4. 1~22. 4. 30) ・ボイラー保守点検費 [消費税抜き額含む] ・ガスタービン発電設備保守点検費 [単価含む] ・機械警備委託料 [月額, 21 年度当初額, 22 年度見積額含む]</p> <p>総合あんしんセンター建設課 98 緊急雇用総合あんしんセンター警備事業費 ・人的警備等委託 [単価, 22 年度見積額, 同修正額, 同計額, 同修正額, 同合計額含む]</p> <p>地域保健課 37 医療安全支援センター運営事業費 ・医療あんしん相談員 健康診断料 [22 年度見積額, 同計, 同合計額, 同修正額 4 箇所含む]</p>	<p>保健総務課 21 総合あんしんセンター施設管理費 ・産業廃棄物収集運搬作業 [消費税抜き額含む] ・電気錠カレンダー更新作業(保険所通用品, 検査室, 消防局出入口等) ["] ・プロジェクター用ランプ交換作業(3 階大会議室天井プロジェクター) [修正額, 消費税抜き額, 同修正額含む] ・電話設備保守点検業務委託料(保健所及び危機管理室分) [消費税抜き額含む] ・入退室管理設備保守点検業務委託料 ["] ・植栽維持管理業務委託料 [消費税抜き額, 修正額含む]</p> <p>保健総務課 22 保健福祉センター施設管理費 ・清掃業務委託料 23 年 4 月分 ・同 23 年 5 月~24 年 3 月分 [消費税抜き額含む] ・一般廃棄物収集運搬業務委託料 23 年 4 月分 ・同 23 年 5 月~24 年 3 月分 ["] ・空調設備保守点検委託料 23 年 4 月分 ・同 23 年 5 月~24 年 3 月分 [単価含む] ・エレベーター保守点検委託料 23 年 4 月分 ・同 23 年 5 月~24 年 3 月分 [単価含む] ・電気工作物保守点検委託料 [消費税抜き額含む] ・電話設備保守点検委託料 ・消防用設備保守点検委託料 ・ボイラー保守点検委託料 ["] ・ガスタービン発電設備保守点検委託料 ["] ・機械警備委託料 [単価, 22 年度当初額, 同計額, 23 年度見積額, 同計額, 同修正額含む]</p> <p>保健総務課 37 医療安全支援センター運営事業費 ・医療あんしん相談員 健康診断料 [22 年度当初額, 同計額, 同合計, 23 年度見積額, 同計額, 同合計額含む]</p>	<p>高知市行政情報公開条例 第 9 条第 6 号</p>	<p>非公開とした部分は, 基本的に同一の仕様で毎年継続して行われるもので, たとえ過去の予算見積額であっても公開された場合には, 翌年度以降の契約時に, 同価格を基に将来の予定価格を推測することが容易となり, 業者の見積りを行う努力を阻害し, また, 契約額の高止まりとなるおそれがある。</p> <p>高知市では, 予算額を上限とし予定価格を決定しているが, 多くの場合予算額と予定価格は同額であり, 予定価格の範囲内で, できる限り低い価格で契約しようとするため, 業務仕様書の変更又は経済情勢等に特段の変化がない限り, 予定価格設定の重要な基礎となる予算額や予算編成時における予算見積額を契約後であっても公開した場合, 予定価格を明らかにすることと同様の結果を招き, 市の契約当事者として財産上の利益が損なわれるおそれがあるといえる。</p> <p>高知県など予算見積額や契約後に予定価格を公開している自治体と, 同種のものが反復されるような性質の事務又は事業については公開していない自治体とがあり, その判断は各自治体によって様々である。</p> <p>平成 13 年 3 月 12 日人事院総裁決定による「情報公開法に基づく処分に係る審査基準について」においては, 「監督, 試験, 交渉その他同種のもので反復されるような性質の事務又は事業にあつては, ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると, 将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが, これも, 当該「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当する。」とされており, また, 内閣府訓令第 52 号(平成 13 年 3 月 27 日)「内閣府本府における情報公開法に基づく処分に係る審査基準」においても, 「国又は地方公共団体が一方の当事者となる契約, 交渉又は争訟に係る事務においては, 自己の意思により又は訴訟手続上, 相手方と対等な立場で遂行する必要があり, 当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約, 交渉又は争訟に係る事務に関する情報のうち, 例えば, 入札予定価格等を公にすることにより, 公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや, 交渉, 争訟等の対処方針等を公にすることにより, 当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものは, 不開示とする。」とされている。</p> <p>これらの判断基準からも, 本市では, あらかじめ協議を行って予算額を確定させているものや単年度限りのものを除き, 毎年反復して契約するものの予定価格や予算額を, 事後であっても公開することは, 翌年度以降の契約時に, 同価格を基に将来の予定価格を推測することが容易となり, 業者の見積りを行う努力を阻害し, また, 契約額の高止まりとなり, 契約事務の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり, このような弊害が生ずるおそれは具体的なおそれであり, また, 予定価格や予算額, 予算見積額を公開することによって, 競争入札等における透明性を向上させるなどということも考慮しても, 前記弊害は看過し得ない程度のものであり, 高知市情報公開条例第 9 条第 6 号を適用し, 非公開としたものである。</p> <p>(みどり課 平成 22 年度 経常経費予算見積書(B) 20 公園管理費 賃借料の非公開理由と同じ)</p>

3. 23 高保生第 264 号 (平成 23 年 7 月 22 日) 生活食品課

[1 回目変更: 23 重高保生第 62 号 平成 23 年 11 月 8 日 最終変更: 23 重高保生第 90 号 平成 24 年 2 月 6 日]

非 公 開 部 分 (下記項目の見積金額, 及び見積金額が判明できる金額)		根 拠	非 公 開 理 由
平成 22 年度経常予算見積書(B)	平成 23 年度経常予算見積書(B)		
<p>生活食品課</p> <p>35 衛生害虫駆除事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業服上下 [単価含む] ・作業靴 (高知市) ["] ・休日夜間警備委託料 [21 年度当初見積額, 同計額, 22 年度見積額, 同計額, 22 年度決定額, 同計額含む] ・FAX コピー複合機賃借料 (5 年リース, 4 年目) [月額, 単価, 21 年度当初額, 同計額, 22 年度見積額, 同計額, 22 年度決定額, 同計額含む] <p>30 食品安全推進事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店のための食品衛生のポイント「基本編」 ・しっかり実践! 食中毒予防の 3 原則 <p>31 食品営業許可等指導事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗いチェッカーローション (指導講習用) [単価, 21 年度当初額, 22 年度見積額, 22 年度決定額含む] ・保健所システム サーバ 機器等賃借料 (5 年リース) [月額, 21 年度当初額, 同計額, 22 年度見積額, 同計額, 22 年度決定額, 同計額含む] <p>30 狂犬病予防対策事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬封筒 (黄色) [単価含む] ・リーフレット (3 つのルール) [単価含む] ・麻酔薬 [21 年度当初額, 22 年度見積額, 22 年度決定額含む] <p>30 食肉衛生検査事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉衛生検査所事務室ワックス, ガラス等清掃費 [単価含む] ・健康診断 ・コピー賃借料 [月平均額, 21 年度当初額, 同計額, 22 年度見積額, 同計額, 22 年度決定額, 同計額含む] <p>90 牛海綿状脳症検査事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理委託 [21 年度当初額, 同計額, 22 年度見積額, 同計額, 22 年度決定額, 同計額含む] 	<p>生活食品課</p> <p>35 衛生害虫駆除事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業服上下 [修正額, 単価含む] ・作業靴 [単価含む] ・休日夜間警備委託料 [22 年度当初額, 同計額, 23 年度見積額, 同計額, 23 年度決定額, 同計額含む] ・FAX コピー複合機賃借料 (5 年リース, 5 年目) [月額, 単価, 22 年度当初額, 同計額, 23 年度見積額, 同修正額, 23 年度見積額計, 23 年度決定額, 同計額含む] <p>31 食品営業許可等指導事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所システム サーバ 機器等賃借料 (5 年リース) [月額, 22 年度当初額, 同計額, 23 年度見積額, 同計額, 23 年度決定額, 同計額含む] <p>34 検査機器等精度管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠心器保守点検 5920 (10 年毎) ・白衣等クリーニング ・医療廃棄物 収拾運搬・処分 [23 年度見積額, 同計額, 23 年度決定額, 同計額含む] <p>30 狂犬病予防対策事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット (3 つのルール) [単価含む] ・麻酔薬 [22 年度当初額, 23 年度見積額, 23 年度決定額含む] <p>30 食肉衛生検査事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉衛生検査所事務室ワックス, ガラス等清掃費 [単価含む] ・健康診断 (食肉衛生検査員) ・コピー賃借料 [月平均額, 22 年度当初額, 同計額, 23 年度見積額, 同計額, 23 年度決定額, 同計額含む] <p>90 牛海綿状脳症検査事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理委託 [22 年度当初額, 同計額, 23 年度見積額, 同計額, 23 年度決定額, 同計額含む] 	<p>高知市行政情報公開条例 第 9 条第 6 号</p>	<p>非公開とした部分は, 基本的に同一の仕様で毎年継続して行われるもので, たとえ過去の予算見積額であっても公開された場合には, 翌年度以降の契約時に, 同価格を基に将来の予定価格を推測することが容易となり, 業者の見積りを行う努力を阻害し, また, 契約額の高止まりとなるおそれがある。</p> <p>高知市では, 予算額を上限とし予定価格を決定しているが, 多くの場合予算額と予定価格は同額であり, 予定価格の範囲内で, できる限り低い価格で契約しようとするため, 業務仕様書の変更又は経済情勢等に特段の変化がない限り, 予定価格設定の重要な基礎となる予算額や予算編成時における予算見積額を契約後であっても公開した場合, 予定価格を明らかにすることと同様の結果を招き, 市の契約当事者として財産上の利益が損なわれるおそれがあるといえる。</p> <p>高知県など予算見積額や契約後に予定価格を公開している自治体と, 同種のものが反復されるような性質の事務又は事業については公開していない自治体とがあり, その判断は各自自治体によって様々である。</p> <p>平成 13 年 3 月 12 日人事院総裁決定による「情報公開法に基づく処分に係る審査基準について」においては, 「監督, 試験, 交渉その他同種のもので反復されるような性質の事務又は事業にあつては, ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると, 将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが, これも, 当該「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当する。」とされており, また, 内閣府訓令第 52 号 (平成 13 年 3 月 27 日)「内閣府本府における情報公開法に基づく処分に係る審査基準」においても, 「国又は地方公共団体が一方の当事者となる契約, 交渉又は争訟に係る事務においては, 自己の意思により又は訴訟手続上, 相手方と対等な立場で遂行する必要がある。当事者としての利益を保護する必要がある。これらの契約, 交渉又は争訟に係る事務に関する情報のうち, 例えば, 入札予定価格等を公にすることにより, 公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや, 交渉, 争訟等の対処方針等を公にすることにより, 当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものは, 不開示とする。」とされている。</p> <p>これらの判断基準からも, 本市では, あらかじめ協議を行って予算額を確定させているものや単年度限りのものを除き, 毎年反復して契約するものの予定価格や予算額を, 事後であっても公開することは, 翌年度以降の契約時に, 同価格を基に将来の予定価格を推測することが容易となり, 業者の見積りを行う努力を阻害し, また, 契約額の高止まりとなり, 契約事務の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあり, このような弊害が生ずるおそれは具体的なおそれであり, また, 予定価格や予算額, 予算見積額を公開することによって, 競争入札等における透明性を向上させるなどということを考慮しても, 前記弊害は看過し得ない程度のものであり, 高知市情報公開条例第 9 条第 6 号を適用し, 非公開としたものである。</p> <p>(みどり課 平成 22 年度 経常経費予算見積書(B) 20 公園管理費 賃借料の非公開理由と同じ)</p>